風水害対策の実施計画（作成例）

第１　総則

１　この計画は、風水害対策について必要な事項を定め、風水害が発生した場合の人命の安全及び災害の防止と被害の軽減を図ることを目的とする。

２　この計画は、「平時からの事前の備え」、「危険性が高まってきた場合の応急対策」、「天候回復後の点検・復旧」の３つの段階に分け計画を作成し、これに基づき実施するものとする。

３　この計画は、予防規程に添付し、保管するものとする。

４　所長は、想定される風水害リスクと危険物施設の実態を踏まえ、必要に応じて計画を見直すものとする。見直した場合は、予防規程の変更申請を行い、市長村長の認可を受けるものとする。

第２　平時からの事前の備え

１　災害リスクの確認

所長は、地域のハザードマップ等を参照し、当所が浸水想定区域や土砂災害警戒区域にはいっているかどうかや、降雨等に伴う浸水高さ等を定期的に確認するものとする。

２　具体的な事前対策

（１）温度や圧力等を継続することが必要な物品については、停電に備え自家発電設備等のバックアップ電源及び当該電源に必要な燃料等を確保する。また、これらの危険物保安上必要な設備等についても、浸水等により必要な機能を損なうことのないよう措置するものとする。

（２）建築物や電気設備等における浸水を危険物保安上防止する必要がある場合には、土のう、止水板、水密性のあるシャッター（建具型の浸水防止用設備）等を準備するものとする。

（３）浸水等により危険物が流出するおそれがある場合には、オイルフェンス、油吸着材、土のう等の必要な資機材を準備するものとする。

３　訓練等の実施

定期的に風水害を想定した教育訓練を行い、従業者の習熟を図るとともに、対策実施に必要な時間を確認してタイムラインとの整合性を確保するものとする。

第３　危険性が高まってきた場合の応急対策

１　情報収集と対策

（１）風水害が進展する中、気象庁や地方公共団体等が発表するリアルタイムな防災情報（予想降雨量・風速、河川水位、防災気象警報、避難指示、交通情報、避難所情報など）に注視し、それに応じた応急対策を講ずるものとする。

（２）この応急対策は、従業者等の避難安全を確保するため、十分な時間的余裕を持って作業するものとする。

２　具体的な応急対策

（１）浸水・土砂対策

・浸水防止用設備の閉鎖や、土のうや止水板等により施設内への浸水や土砂流入を防止・低減す

るものとする。

・配管の弁やマンホールを閉鎖し、危険物の流出防止を行うとともに、タンクや配管への水や土砂の混入を防止するものとする。

・禁水性物質等の水に触れると危険な物品は、高所への移動、水密性のある区画への保管、金属の溶融高熱物の加熱をあらかじめ停止して十分温度を下げる等の措置を講ずるものとする。

・屋外にある危険物を収容した容器及びコンテナは、流出防止のため高所への移動、ワイヤーや金具での相互の緊結、重いものを下の方へ積む等の措置を講ずるものとする。

（２）強風対策

・飛来物により配管等が破損した場合における危険物の流出を最小限にするため、配管の弁等を閉鎖するものとする。

・屋外にある危険物を収容した容器及びコンテナは、転倒防止のため、高所への移動、ワイヤーや金具での相互の緊結、重いものを下の方へ積む等の措置を講ずるものとする。

（３）停電対策

・危険物の製造や取扱いをあらかじめ停止するものとする。

・温度や圧力等の管理を継続することが必要な物品については、自家発電設備等により所要の電力を確保するものとする。

（４）危険物の流出防止対策

・施設外に危険物の流出がないよう、浸水防止用設備の閉鎖を確実に行うほか、オイルフェンスを適切な場所に設置するものとする。

・危険物の流出を確認した場合は、油吸着材等により速やかに回収するものとする。

３　関係機関への通報

浸水等に伴い、危険物が流出するなど周辺に危害を及ぼす事態に至る可能性がある場合は、速やかに消防機関等の関係機関に通報するものとし、水と接触することで激しく燃焼する物品や有害なガスを発生させる物品が存する場合にあっては、その物質の性状や保管状況等について情報提供を行うものとする。

第４　天候回復後の点検・復旧

（１）天候回復後は、点検を行い、必要な補修を施した後で再稼働を行うものとする。

（２）浸水した施設では、危険物を取り扱う設備や配管の破損等の有無を確認し、必要に応じて作動状況や気密性、危険物への水の混入状況等について点検するものとする。

（３）電力復旧時の通電火災や漏電の防止のため、危険物施設内の電気設備や配線の健全性を確認するものとする。